第2節

危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害 の現況と最近の動向

危険物施設*1における事故は、火災(爆発を含む。) と危険物*2の流出に大別される。危険物施設の火災 及び流出事故件数は、平成6年(1994年)から増加傾向にある。令和2年中は、火災事故が187件、流出事故が375件で合計562件となっており、前年より36件減少している(第1-2-1図)。

第 1-2-1 図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



- (備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 - 2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除いています。
- *1 危険物施設:消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

| | 区分 | 内 容 | | | | | |
|-------|----------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 製 造 所 | | 危険物を製造する施設 | | | | | |
| | 屋内貯蔵所 | 危険物を建築物内で貯蔵 | | | | | |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 屋外にあるタンクで危険物を貯蔵 | | | | | |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 屋内にあるタンクで危険物を貯蔵 | | | | | |
| 貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 | 地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵 | | | | | |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵 | | | | | |
| | 移動タンク貯蔵所 | 車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵 | | | | | |
| | 屋外貯蔵所 | 屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵 | | | | | |
| 取 扱 所 | 給油取扱所 | 自動車等に給油する取扱所 | | | | | |
| | 販売取扱所 | 容器に入ったまま危険物を売る販売店 | | | | | |
| | 移送取扱所 | 配管で危険物を移送する取扱所 | | | | | |
| | 一般取扱所 | 上記3つの取扱所以外の取扱所 | | | | | |

*2 危険物:消防法(第2条第7項)では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

| 性質 | 特 性 | 代表的な物質 |
|--------------------|--|---|
| 酸化性固体 | | 塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム |
| 可燃性固体 | 火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温(40°C未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。 | 赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、 ラッカーパテ |
| 自然発火性物質 及び禁水性物質 | 空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。 | ナトリウム、アルキルアルミニウム、 黄りん |
| 引火性液体 | 液体であって引火性を有する。 | ガソリン、灯油、軽油、重油、アセト ン、エタノール |
| | | ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒ ドロキシルアミン |
| 酸化性液体 | そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。 | 過塩素酸、過酸化水素、硝酸 |
| | 可燃性固体 自然発火性物質 及び禁水性物質 引火性液体 自己反応性物質 | 酸化性固体 そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。 可燃性固体 火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温(40°C未満)で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。 自然発火性物質 空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。 引火性液体 液体であって引火性を有する。 自己反応性物質 個体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。 砂化性液体 そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有 |

第 1-2-2 図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



(備考)「危険物に係る事故報告」により作成

1. 火災事故

危険物施設における令和2年中の火災事故の発生件数は187件となっており、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成5年(1993年)の107件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約1.7倍に増加している。主な発生要因については、操作確認不十分、維持管理不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

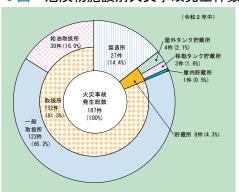
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害

令和2年中の危険物施設における火災事故の発生件数は187件(対前年比31件減)、損害額は10億9,035万円(同44億9,728万円減)、死者は2人(同1人増)、負傷者は33人(同4人減)となっている(第1-2-2図)。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、製造所の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の95.7%を占めている(第1-2-3図)。

一方、火災事故 187 件のうち 88 件(全体の 47.1%) は、危険物が出火原因物質となっている (第1-2-4図)。

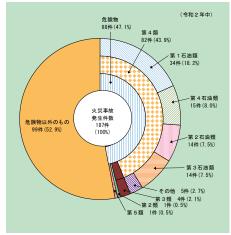
第 1-2-3 図 危険物施設別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合 がある。

第 1-2-4 図 出火原因物質別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

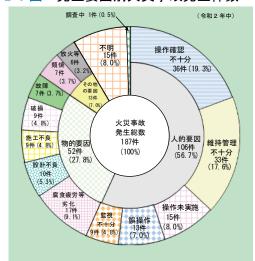
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

令和2年中に発生した危険物施設における火災 事故の発生要因をみると、人的要因が56.7%、物的 要因が27.8%、その他の要因、不明及び調査中を合 計したものが 15.5%となっている (第1-2-5図)。

また、着火原因別にみると、静電気火花が31件(対前年比9件減)と最も多く、次いで過熱着火が29件(同4件増)、高温表面熱が27件(同1件増)、裸火が17件(同2件増)となっている(第1-2-6図)。

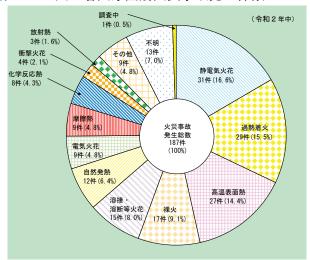
第 1-2-5 図 発生要因別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合 がある。

第 1-2-6 図 着火原因別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3)無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設である にもかかわらず、許可を受けていないもの(以下「無 許可施設」という。)における令和2年中の火災事故の発生件数は3件(対前年比1件減)であり、死者は0人(同3人減)、負傷者は2人(同1人減)となっている。

(4) 危険物運搬中の火災事故

令和2年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は0件(前年同数)となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

令和2年中の仮貯蔵・仮取扱い*3中の火災事故の 発生件数は0件(前年同数)となっている。

2. 流出事故

危険物施設における令和2年中の危険物の流出事故の発生件数は375件となっており、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成6年(1994年)の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.2倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

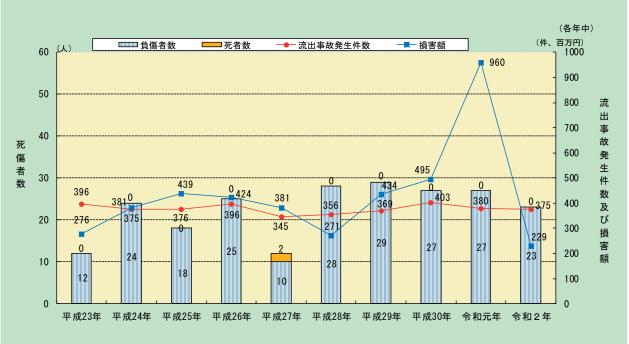
令和2年中の危険物施設における危険物の流出 事故の発生件数(火災に至らなかったもの)は、375 件(対前年比5件減)、損害額は2億2,886万円(同 7億3,153万円減)、死者は0人(前年同数)、負傷 者は23人(同4人減)となっている(第1-2-7図)。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみる と、一般取扱所が最も多く、次いで屋外タンク貯蔵 所、給油取扱所の順となっている(第1-2-8図)。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.7%が石油製品を中心とする第4類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第3石油類(重油等)が最も多く、次いで第2石油類(軽油等)、第1石油類(ガソリン等)の順となっている(第1-2-9図)。

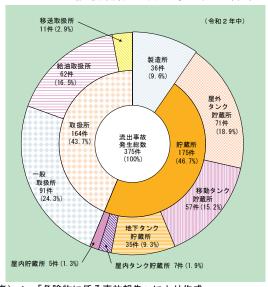
^{*3} 仮貯蔵・仮扱い:危険物施設として許可を受けていない場所において、所轄消防長又は消防署長の承認を受け、10日以内の期間に限り、消防法で指定された数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

第 1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



(備考)「危険物に係る事故報告」により作成

第 1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

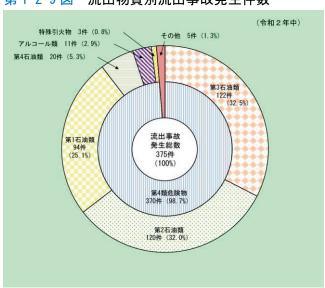
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

令和2年中に発生した危険物施設における流出 事故の発生要因をみると、人的要因が38.9%、物的 要因が53.1%、その他の要因、不明及び調査中を合 計したものが8.0%となっている。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが129件(対前年比1件増)と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが56件(同5件増)、誤操作によるものが32件(同2件減)となっている(第1-2-10図)。

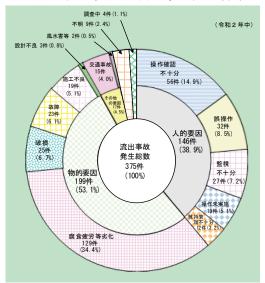
第 1-2-9 図 流出物質別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合 がある。

第 1-2-10 図 発生要因別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合

(3)無許可施設における流出事故

令和2年中の無許可施設における流出事故の発 生件数は2件(対前年比3件減)であり、令和元年 に引き続き死傷者は発生していない。

(4) 危険物運搬中の流出事故

令和2年中の危険物運搬中の流出事故の発生件 数は9件(対前年比2件減)であり、令和元年に引 き続き死傷者は発生していない。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

令和2年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発 生件数は0件(対前年比1件減)となっている。

危険物行政の現況

1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火 災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③ 火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する 物品を「危険物」として指定し、これらの危険物に ついて、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規 制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、 身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被 害を軽減することとされている。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおり である。

- ・指定数量(消防法で指定された、貯蔵又は取扱い を行う場合に許可が必要となる数量) 以上の危険 物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り 扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする 者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基 準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければ ならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、 法令で定める安全確保のための基準に従って行 わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの 基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物施設の現況

ア 危険物施設数の状況

令和3年3月31日現在の危険物施設の総数(設 置許可施設数) は39万2,619施設となっている(第 1-2-1 表)。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が 68.3%と 最も多く、次いで取扱所は30.4%、製造所が1.3% となっている (第1-2-11図)。

第 1-2-1 表 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

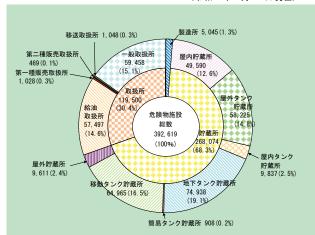
| 年 | | 平成 | 平成 | 平成 | 令和 | 令和 | 増減基 | 率(%) |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------------------------|--------------|
| | | 29 | 30 | 31 | 2 | 3 | | |
| 施設 | | (A) | | | (B) | (C) | $(C/A - 1) \times 100$ | (C/B-1) ×100 |
| 製 造 所 | | 5, 096 | 5, 093 | 5, 098 | 5, 077 | 5, 045 | △ 1.0 | △ 0.6 |
| | 屋内貯蔵所 | 50, 023 | 49, 811 | 49, 717 | 49, 613 | 49, 590 | △ 0.9 | △ 0.0 |
| 貯 | 屋外タンク貯蔵所 | 61, 124 | 60, 360 | 59, 699 | 59, 035 | 58, 225 | △ 4.7 | △ 1.4 |
| 只」 | 屋内タンク貯蔵所 | 10, 586 | 10, 386 | 10, 170 | 9, 988 | 9, 837 | △ 7.1 | △ 1.5 |
| 蔵 | 地下タンク貯蔵所 | 81, 417 | 79, 723 | 77, 988 | 76, 425 | 74, 938 | △ 8.0 | △ 1.9 |
| ル以 | 簡易タンク貯蔵所 | 986 | 961 | 940 | 933 | 908 | △ 7.9 | △ 2.7 |
| 금드 | 移動タンク貯蔵所 | 66, 733 | 65, 806 | 65, 425 | 65, 124 | 64, 965 | △ 2.6 | △ 0.2 |
| 所 | 屋外貯蔵所 | 9, 994 | 9, 832 | 9, 702 | 9, 604 | 9, 611 | △ 3.8 | 0. 1 |
| | 小 計 | 280, 863 | 276, 879 | 273, 641 | 270, 722 | 268, 074 | △ 4.6 | △ 1.0 |
| 取 | 給油取扱所 | 60, 585 | 59, 715 | 58, 865 | 58, 124 | 57, 497 | △ 5.1 | △ 1.1 |
| ДX | 第一種販売取扱所 | 1, 138 | 1, 107 | 1,078 | 1,050 | 1,028 | △ 9.7 | △ 2.1 |
| 扱 | 第二種販売取扱所 | 499 | 493 | 482 | 474 | 469 | △ 6.0 | △ 1.1 |
| 100 | 移送取扱所 | 1, 098 | 1,084 | 1,077 | 1,062 | 1,048 | △ 4.6 | △ 1.3 |
| 所 | 一般取扱所 | 61, 372 | 60, 867 | 60, 398 | 59, 948 | 59, 458 | △ 3.1 | △ 0.8 |
| ולח | 小 計 | 124, 692 | 123, 266 | 121, 900 | 120, 658 | 119, 500 | △ 4.2 | △ 1.0 |
| 計 | | 410, 651 | 405, 238 | 400, 639 | 396, 457 | 392, 619 | △ 4.4 | △ 1.0 |

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 1-2-11 図 危険物施設数の区分別の状況

(令和3年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

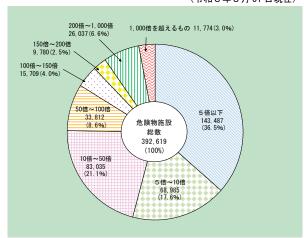
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

イ 危険物施設の規模別構成

令和3年3月31日現在における危険物施設総数に占める規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の施設数では、指定数量の50倍以下の危険物施設が、全体の75.3%を占めている(第1-2-12図)。

第 1-2-12 図 危険物施設の規模別構成比

(令和3年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

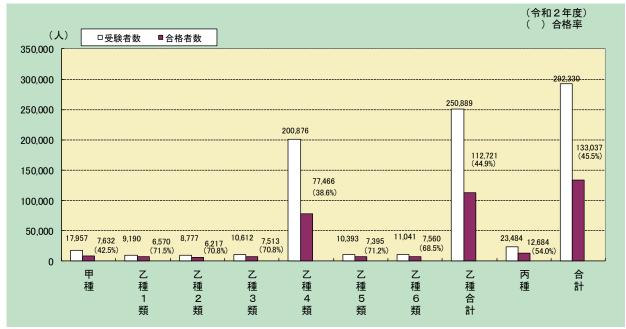
- 2 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に 関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値 である。
- 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合 がある。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

令和3年3月31日現在、危険物取扱者制度発足 以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は 988万4,123人となっており、危険物施設における

第 1-2-13 図 危険物取扱者試験実施状況



(備考)「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」((一財) 消防試験研究センター) により作成

安全確保に大きな役割を果たしている。

ア 危険物取扱者試験

令和2年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,091回(対前年度比434回増)実施された。受験者数は29万2,330人(同3万7,149人減)、合格者数は13万3,037人(同1万5,438人減)で平均の合格率は約45.5%(同0.4%増)となっている(第1-2-13図)。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、 乙種第4類が全体の 68.7%、次いで丙種が全体の 8.0%となっており、この2種類で全体の76.7%を 占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事す

る危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府 県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講 習(保安講習)を受けなければならないこととされ ている。

令和2年度中の保安講習は、全国で延べ1,811回 (対前年度比348回増)実施され、17万774人(同 1万1,763人減)が受講している(第1-2-2表)。

(4) 事業所における保安体制

令和3年3月31日現在、危険物施設を所有する 事業所総数は、全国で17万7,904事業所となって いる。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定 数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施 設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険 物施設保安員の選定(1,613事業所)、予防規程の作

第 1-2-2 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

(各年度)

| | | (台4度) | | | | | | | | | | u 1/2/ |
|----|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|----------|--------|
| 区分 | 受講者数 甲 種 | Z | | | | | 種 | | 丙 種 | 種類別 | 講習 | |
| 年度 | | 丁 作 | 1 類 | 2 類 | 3 類 | 4 類 | 5 類 | 6 類 | 小 計 | P3 1E | 総計 | 回数 |
| 28 | 178, 002 | 14, 182 | 10, 702 | 11, 581 | 10, 129 | 153, 091 | 11, 452 | 11, 991 | 208, 946 | 24, 660 | 247, 788 | 1, 467 |
| 29 | 170, 287 | 14, 219 | 10, 536 | 11, 511 | 9, 739 | 142, 322 | 11, 125 | 11, 664 | 196, 897 | 23, 815 | 234, 931 | 1, 460 |
| 30 | 182, 800 | 14, 813 | 11, 215 | 11, 721 | 10, 106 | 153, 670 | 11, 526 | 12, 444 | 210, 682 | 24, 402 | 249, 897 | 1, 452 |
| R1 | 182, 537 | 14, 809 | 11, 539 | 12, 558 | 10, 358 | 155, 943 | 12, 078 | 12, 197 | 214, 673 | 25, 452 | 254, 934 | 1, 463 |
| R2 | 170, 774 | 13, 740 | 10, 667 | 11, 769 | 9, 969 | 143, 669 | 11, 261 | 11, 458 | 198, 793 | 23, 242 | 235, 775 | 1, 811 |

成(4万1,719事業所)が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置(79事業所)、危険物保安統括管理者の選任(212事業所)が義務付けられている。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取 扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期 ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関す る検査(保安検査)を受けることが義務付けられて いる。

令和2年度中に実施された保安検査は206件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは203件、移送取扱所に関するものは3件となっている。

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火 災防止のため必要があると認めるときは、危険物施 設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険 物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に 適合しているかについて立入検査を行うことがで きる。 令和2年度中の立入検査は14万460件の危険物施設について、延べ15万1,919回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると 認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所 有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、 施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令 等を発することができる。

令和2年度中に市町村長等がこれらの措置命令 等を発した件数は147件となっている(第1-2-14図)。

2. 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

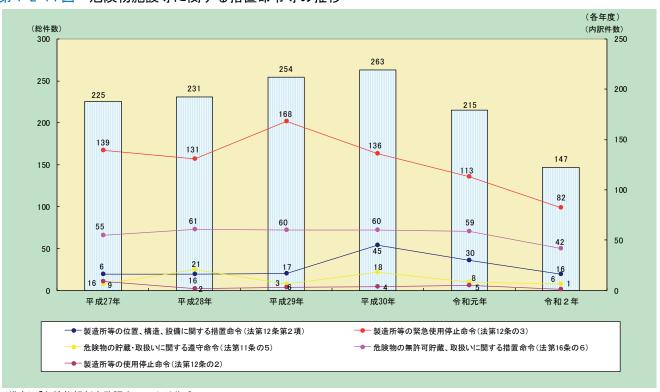
石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港 への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期





(備考)「危険物規制事務調査」により作成

的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

(1) 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災及び流出事故の発生件数は、平成6年(1994年)頃を境に増加傾向に転じ、依然として高い水準で推移している(第1-2-1図)。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年 劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講 じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後とも、事故に係る調査分析結果等の情報共有 や、各地域における取組の推進など、関係機関が一 体となって事故防止対策を推進していく必要があ る。

(2) 科学技術及び産業経済の動向等を踏まえた 安全対策の推進

科学技術及び産業経済の動向等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、同様の 火災危険性を有する物質への対応を図るため、平成 21 年度から「火災危険性を有するおそれのある物 質等に関する調査検討会」を開催している。検討会 では、新たな化学物質等について広く調査を行うと ともに、火災危険性を有するおそれのある物質を抽 出して性状確認等を行っている。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・

劣化等を原因とする事故件数が増加していることから、危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のあり方について検討を行ってきた。危険物施設におけるAIやICT等の最新技術を活用することで、効果的な予防保全が期待できるとの検討結果を踏まえ、令和3年度には「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、今後の危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている(特集5を参照)。

(3) 大規模災害への対応

大規模な自然災害の発生等に伴い、危険物施設に おいて流出事故等が発生した場合には、周辺住民の 安全や産業、環境等に対して多大な影響を及ぼすお それがあることから、適切に安全確保を図る必要が ある。一方、災害時の応急対策や復旧の段階におい て、ガソリン等燃料の緊急的な供給、被災地の危険 物施設や関係者の負担軽減等を図るため、消防法令 の弾力的な運用が求められている。

風水害対策については、令和2年3月に危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリストを「危険物施設の風水害対策ガイドライン」として公表し、令和3年3月にはガイドラインのさらなる利活用を目的に、対策を実行する際の初動対応に関するフローチャートを追加した。

さらに、小規模な屋外貯蔵タンクについて、東日本大震災の際の津波や、近年の風水害に伴い、タンク本体や附属配管が破損し、石油類が流出する事例が散見されることを踏まえ、令和2年8月から「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」を開催し、津波・水害に対する小規模な屋外貯蔵タンクの流出等防止対策の検討を行っている。この検討会で提案する対策工法を、事業者等が津波・水害対策として活用できるよう、令和4年3月を目処にガイドラインをとりまとめ、発出することを予定している。

(4) 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた対策

石油製品の需要の減少を背景として、過疎化やそれに伴う人手不足等により、ガソリンスタンドの数が年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来たす地域が増加している。このような状況を踏まえ、

第1章 災害の現況と課題

エネルギー基本計画 (平成30年7月3日閣議決定) 等において、AI・IoT等の新たな技術を活用し、人手不足の克服、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提に規制のあり方について検討することが求められている。

令和3年3月には、ガソリンスタンドの敷地の利 活用に関するニーズや過疎地におけるガソリンス タンドを取り巻く環境の変化等を踏まえ、ガソリン スタンドの営業時間外における販売等の業務を行 う場合の安全対策(車両衝突・いたずら等による事 故等の防止、火災等緊急時の措置等) についてとり まとめた。また、ガソリンスタンドにおいては、ガ ソリン等を貯蔵するためのタンクは地下に設置す ることとされているが、地上にタンクを設置する場 合やタンクローリーを利用する場合の安全対策(想 定される災害危険への対策、危険物の流出防止対策、 車両衝突防止措置等)についてとりまとめた。令和 3年7月には、危険物の規制に関する規則の一部を 改正し、火災の予防上安全であると認められるガソ リンスタンドについて、キャノピー面積を拡大でき るよう措置した。